

意見書案第 2 号

介護・障害福祉職場の 1 人夜勤をなくし、複数配置を基準とすることを求める
意見書

地方自治法第 99 条の規定により、関係行政庁に対し、介護・障害福祉職場の
1 人夜勤をなくし、複数配置を基準とすることに関し、別紙のとおり意見書を提
出する。

令和 6 年 6 月 26 日提出

蒲郡市議会議員

伊 藤 享 佑
新 実 祥 悟
日恵野 佳 代
牧 野 泰 広

提案理由

介護・障害福祉職場の 1 人夜勤をなくし、複数配置を基準とすることに関し、
関係行政庁に要請するため提案する。

介護・障害福祉職場の1人夜勤をなくし、複数配置を基準とすることを求める 意見書

介護・障害福祉施設は、家庭と仕事の両立のため、そして個人の尊厳を尊重する社会のためにも重要な施設である。本来であれば国・自治体で行う事業を民間が担っているが、現在の制度では日中すら十分な職員配置ができないうえ、深夜帯の配置基準は介護施設では1フロアに職員1人、障害福祉のグループホームでは夜勤者もおかなくていいという最低基準となっている。職員と利用者の安全のためにも夜間の配置基準の改善は喫緊の課題である。

国は「手厚く人員配置をした際に夜間支援体制加算を創設している」としているが、2023年に行った愛労連・自治労連愛知県本部主催の春の自治体キャラバンアンケート結果では、介護分野では認知症対応型生活介護・小規模多機能型施設718件のうち、複数配置した際に取得できる夜間支援体制加算Ⅰの取得は8件、夜間支援体制加算Ⅱの取得は7件と取得が進んでいない。

愛知県医労連と福祉保育労東海地本で行った「2023年度夜勤実態アンケート」では、1人夜勤についての回答296件のうち、すべての時間1人が148件、一部時間帯で1人夜勤が113件と、88%が1人夜勤を行っており危険な状態となっている。1人夜勤の弊害は働く者の健康だけでなく、虐待にもつながる恐れがある。

介護・障害施設の夜勤体制については職員が健康で働き続けられ、職員・利用者のいのちが守られる配置基準をただちに実現できるよう、常時複数配置であることを基準とし、それが実現できる報酬単価に引き上げるとともに、夜間労働実態の把握をするため調査を行うよう国に強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月26日

蒲 郡 市 議 会

内閣総理大臣 }
厚生労働大臣 } あて